

## 届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表

令和5年7月1日現在

施設名	SOMPOケア ラヴィーレ岸和田
施設の類型	住宅型
居住の権利形態	利用権方式
施設所在地	〒596-0003 大阪府岸和田市中井町二丁目12番4号 (電話番号：072-440-1811 FAX番号：072-440-1812)
事業主体	SOMPOケア株式会社
事業主体の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号
竣工年月日	2005年9月20日
開設年月日	2018年7月1日（当初開設日 2005年10月1日）
入居者数 / 入居定員	29人 / 30人
入居時点で必要な費用	350万円（標準前払金・非課税）
前払金の返還金の算定方法	<p>標準前払金 &lt;入居日に満75歳以上の方に適用&gt; 3,500,000円（非課税）（1室あたり）</p> <p>解約時の返還金（算定方法等） 入居契約書第32条に定める各事由に基づき契約終了したとき、入居日から契約終了日までの日数（以下「入居日数」という）が5年（1,826日）未満の場合には、次の計算式によって算出した額を返還金として、事業者は第43条に定める返還金受取人に返還します。なお、千円未満の端数がでた場合にはその端数は切り捨てます。</p> $\text{返還金} = (\text{標準前払金}) \times (1,826\text{日} - \text{入居日数}) / 1,826\text{日}$ <p>ただし、入居日から3ヶ月以内に解約の申出がなされた場合は、事業者は想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額を償却する前の前払金の全額から施設利用料を差し引いた残額を返還金受取人に返還いたします。なお、算出した施設利用料に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げます。</p> $\text{施設利用料} = (\text{前払金}) \div 1,826\text{日} \times (\text{利用日数})$ <p>&lt;入居日に満75歳未満の方の前払金、償却期間及び返還金&gt; 【前払金】（算定方法） 標準前払金（「標準前払金」とは、入居日におけるご入居者さまの満年齢が満75歳以上の方に適用される前払金額です。）に以下の金額を加算した金額を適用します。</p> <p>日割額（標準前払金÷1,826日）を入居日から起算して、ご入居者さまの満75歳の誕生日前日までの日数を乗じた額。</p> $\text{前払金} = \text{標準前払金} + (\text{日割額} \times \text{入居日から満75歳の誕生日前日までの日数})$ <p>【償却期間】 償却期間＝1,826日（標準前払金償却期間）＋入居日から満75歳の誕生日前日までの日数</p> <p>【返還金】（算定方法等） 入居契約書第32条に定める各事由に基づき契約終了したとき、入居日から契約終了日までの日数（以下「入居日数」という）が償却期間未満の場合には、次の計算式によって算出した額を返還金として、事業者は第44条に定める返還金受取人に返還します。なお、千円未満の端数がでた場合にはその端数は切り捨てます。</p> $\text{返還金} = (\text{前払金}) \times (\text{償却期間} - \text{入居日数}) / \text{償却期間}$ <p>ただし、入居日の翌日から3ヶ月以内に解約（死亡退去も含む）の申出がなされた場合は、設置者は、前払金から利用日数に応じた施設利用料を差し引いた全額を、返還金受取人に返還いたします。なお、算出した施設利用料に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。</p> $\text{施設利用料} = (\text{前払金} \div \text{償却期間}) \times (\text{利用日数})$

前 払 金 の 保 全 先		みずほ信託銀行株式会社
月 額 費 用 ※介護保険費用については別途かかります。		前払い方式 210,904円 (税込) 月払い方式 269,234円 (税込)
内 訳	家 賃	家賃相当額：前払い方式 58,500円 (非課税) 月払い方式 116,830円 (非課税)
	食 費	70,602円 (税込、30日の場合)
	共 益 費 ・ 管 理 費 等	管理費： 76,522円 (税込) 居室電気代： 4,180円 (税込) 居室水道代： 1,100円 (税込) 介護費用： なし
体 験 入 居 の 費 用		期間6泊7日を限度とする。 ・1泊2日 (3食、間食付) 11,000円 (税込) ・その他費用 (オムツ代・日用雑貨品等、実費) ※空室がある場合のみ。
介 護 等 の 内 容	入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施
	食 事 の 提 供	委託
	調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施
	健康管理の支援 (供与)	自ら実施
	状況把握・生活相談サービス	自ら実施
	そ の 他	
入 居 対 象 と な る 者		・自立、要支援、要介護 ・満65歳以上の健康な方から、介護の必要な方までご入居可能。 ・反社会的勢力に該当しない方。
夜間の職員体制/最少時人数 (職種)		2 人 / 0 人 (職種 : 介護職員 )
構 造 設 備 の 状 況	居室の面積 (最小~最大面積)	最多 13.72 m <sup>2</sup> ( 13.38 m <sup>2</sup> ~ 15.09 m <sup>2</sup> )
	居 室 の 設 備	ナースコール、トイレ、洗面台、ミニキッチン
	共 用 施 設 ( 数 )	食堂 (1)、トイレ (1)、個浴 (3)、エレベーター (1)、洗濯室 (1)、理美容コーナー (1)、ケアステーション (2) 等
	廊 下 幅	最大幅員 1.8 m : 最少幅員 1.4 m
利用者の意見を把握する体制		有
第三者による評価の実施状況		無
情 報 開 示	入居契約書の雛形	入居希望者に交付
	重要事項説明書の雛形	入居希望者に交付
	管 理 規 程	入居希望者に交付
	事 業 収 支 計 画 書	入居希望者に公開
	財 務 諸 表 ( 要 旨 )	入居希望者に公開
	財 務 諸 表 ( 原 本 )	入居希望者に公開
(公社) 全国有料老人ホーム協会等への加入		(一社) 高齢者住宅協会・(一社) 全国特定施設事業者協議会・(公社) 全国有料老人ホーム協会
施 設 ま での 利 用 交 通 手 段		JR阪和線「久米田」駅から車で約5分 南海本線「春木」駅から車で約5分
所管庁有料老人ホーム設置運営指導指針の「規模及び構造設備」の不適合事項		中廊下の有効幅員 1.4m
代 替 措 置 等 の 内 容		車椅子でのすれ違いができない場合に備えて、通行の優先順位を決めている。
備 考		—